

上海国際合気道愛好会道場規則

1. 法律を守り、稽古生は合気道を外部に無断で教授、合気道を利用した喧嘩や暴力は厳禁する。
2. 公の場所での(HP、掲示板、出稽古等)自己の発言、行動に注意すること。合気道と当会の名前を汚さない。
3. 他道場への出稽古/講習会/合宿に参加の正会員は、当会道場長まで届出同意を得た後、先方へ申し込むこと。
(出稽古/他道場主催講習会参加は有段者に限る。級・初心者会員の出稽古/他道場主催講習会参加を禁止する。)
出稽古参加者は、相手道場の礼儀や稽古法に従う。(当会意外保険、稽古時間は適用されない。)
出稽古参加者は、参加後1週間以内に報告文書を提出する。その他、細則は別途発表。
4. 当会は、動作/理念などの相違を考慮し、他流派との同時修練は認めない。
5. 年会費並びに各稽古費用は、道場運営(稽古会場代、師範招聘費用等)に充当するため、定められた期日までに、おつりのないよう持参し収めること。納入を怠った会員は、減点に処す。
6. 会員(未入会の初心者)は、仕事/学業及び怪我等で1ヶ月以上稽古休止の場合は、愛好会事務局までその旨を申し出ること。(SMS、メール、電話、口頭伝達)
連絡は本人からとし、他会員からの伝言は受け付けない。
3ヶ月以上無断欠席の会員及び他道場へ移籍の会員は、退会とみなす。
7. 初心者の稽古参加は、火曜・木曜・金曜の午後7時～8時。
火・木・金曜午後8時～8時半は復習時間とする。8時半以降は、見稽古もしくは帰宅可。
日曜は午後2時～4時。土曜日稽古は、5級以上の会員のみ参加可。(木剣・杖は個人で準備する。)
8. 初心者は、最低30回稽古に参加した後、そのレベルが達したと道場長が判断した者に限り、
火曜・木曜・金曜午後8時～9時、日曜日午後3時～4時の経験者稽古に参加することができる。
稽古開始3か月以降、道場長が適性と判断した稽古生は、正会員となることができる。
9. 長期稽古休止(1ヶ月以上)後、復帰会員の稽古参加方法は、意外事故を避けるため、下記の通り。
・1ヶ月以上稽古休止の会員が稽古に復帰する場合(有段者は対象外。自己で調整のこと。)
◎火・木・金曜稽古・・・経験者稽古は参加せず新人とともに復習稽古30分、
その後は見稽古もしくは帰宅。(稽古休止の長さにより調整。)
◎日曜稽古・・・たとえ自分が○級以上であっても出て行かない。後半は初心者とともに復習稽古に参加。
◎土曜稽古・・・原則的に制限なし。
1ヶ月以内でも1週間以上ぶりの稽古参加や突然の体調不良等、長期の休み以外の稽古でも無理をせず、自己管理につとめる。疲れたから見稽古、と座り込むばかりの稽古参加は歓迎しない。
稽古に参加できる呼吸力を養うこと。 ◎講習会・・・・・・ 原則見稽古
10. 女性の体を守る、という目的から、当道場では4級から袴をはくことを許可する。
(男性は初段より袴着用可なので、当会男性会員の気持ちも考え稽古に励むこと。)
遅刻をした場合(オンタイムに着替え終わらない場合)は、その日の稽古は袴着用不可。
(遅れることにより準備体操が疎かになると、体を守るという本来の目的が果たせない為。有段者は除外。)
体捌きを確認するうえで、月に何度かは自主的に袴を脱いで稽古をすること。
初段取得後に初めて袴に名前をいれることができる。
稽古前の道場設営(畳・マット設置)後、袴を履くこと。道場準備を優先させる。
稽古後5分間は自由稽古、5分後は全員で後片付けをすること。袴は1分で畳むか、片づけ後に畳むこと。
11. 意外事故発生時、当会意外保険を使用希望の際は、事故発生5日以内に願い出ること。
12. 道場長不在時の後半稽古は、当会指導員が担当する。前半稽古は、当会副指導員が担当する。
初心者復習指導は、指導員/副指導員/当会で級位を取得した2級以上の会員が担当する。
指導部長は、指導担当表を前月末に発表する。
当該担当者が当日指導できない場合は、事前に指導部長へ届け出、代講調整を依頼すること。
13. 少年部稽古指導補助に積極的に参加する。(5級以上会員対象)参加者には、プラスポイントを課す。
14. 他流派経験者の稽古参加は原則的に禁止する。(お互いの怪我を避けるため)
15. 当会は、会員一同のボランティアにより運営されている趣旨を理解・賛同する者のみ、稽古参加を許可する。
当会の会則と礼儀を著しく逸脱するものは動議の上、退会と処する。